令和　　年　　月　　日

うるま市育英会会長　殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

E－mail（結果通知受信用）

**参 加 意 向 申 出 書**

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

なお、う育英会第127001号の公募に参加するために必要な資格に相違していないことを誓います。

件名：うるま市育英会管理システム構築・運用業務

連絡担当者

所属

氏名

電話

ＦＡＸ

E－mail（担当連絡用）

（事業者提出用）

|  |  |
| --- | --- |
| **質　問　書** | |
| う育英会第127001号 | 件名：うるま市育英会管理システム構築・運用業務 |
| 業者社名 | |
| 提出日　令和　　年　　月　　日 | |
| 質問事項 | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |

**委　任　状**

うるま市育英会会長　殿

令和　　年　　月　　日

委任者 本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、うるま市育英会が発注するうるま市育英会管理システム構築・運用業務委託について、下記のとおり権限を委任します。

受任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

委任事項

１ プロポーザルの参加申込み及び企画提案書等の提出に関すること。

２ 契約の締結に関すること。

３ 業務完了における検査立会いに関すること。

４ 契約代金の請求並びに受領に関すること。

５ その他契約に関する一切の権限。

**暴力団排除に関する誓約書**

うるま市育英会管理システム構築・運用業務委託のプロポーザル参加にあたり、うるま市暴力団排除条例（平成２３年うるま市条例第２３号）に基づき、暴力団の排除のために必要な協力を行うこと及び下記事項について誓約します。

また、うるま市育英会が暴力団排除に必要な場合には、沖縄県警察本部又は管轄警察署に照会及び役員等名簿のほか照会に必要な情報を提供することを承諾します。

記

１ 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任　する営業所等の代表者。誓約者が共同企業体である場合はその構成員である法人の役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者

（３）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的を　もって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ　るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（５）　前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると　認められる者

２　暴力団、暴力団員等、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者が、経営に実質的に関与していることはありません。

３　うるま市との契約に関し、下請負人、再委託人（下請、再委託が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）又は資材・原材料業者を使用する場合は、当該者が上記１の各号に該当しないことを確認します。また、当該者が上記１の各号に該当した場合、うるま市との契約に関する事項から排除します。

４　うるま市育英会より上記１から３に該当するか否かの照会のために役員名簿等の情報提供の要請があった場合には、直ちに応じます。

５　本誓約が虚偽であり、又は本誓約に違反したことにより被る不利益について、異議は一切申し立てません。

令和　　　年　　　月　　　日

うるま市育英会会長　殿

（誓約者）

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**共同企業体協定書**

(目的)

1. 当共同企業体は、次の業務を共同して営むことを目的とする。

（１）　うるま市育英会の発注に係る、うるま市育英会管理システム構築・運用委託業務（以下「委託業務という。）の受託

（２）　前号に附帯する業務

２　前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・○○・○○共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を（住所・企業名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、その存続期間は令和　年　月　日までとする。

２　委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

３　第１項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　名　称

　所在地

　　名　称

　所在地

　　名　称

(代表者の名称)

第６条　当企業体は、（　　　　　　　　　　　　　）を代表者とする。

(代表者の権限)

第７条　当企業体の代表者は委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係官庁等と折衝する権限並びに請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託料）

第８条　各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

（運営会議）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議のうえ決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、委託業務の請負契約の履行及び委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、（　　　　）銀行（　　　　）支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（委託業務途中における構成員の脱退）

第13条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

（委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第14条　構成員のうちいずれかが委託業務中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第15条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり○○・○○・○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を　　通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、うるま市へ１通を提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　代表者　　会 社 名

　　　　　　　　　代表者名 印

会 社 名

　　　　　　　　　代表者名 印

会 社 名

　　　　　　　　　代表者名 印